

平成29年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成29年3月7日 午前10時00分 開会
午後 3時02分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	本田知之
総務部長	安川誠	企画部長	米井英規
市民生活部長	巽重人	都市整備部長	土谷宏巖
都市整備部理事	木村喜哉	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	水原正義	保健福祉部理事	岡幸子
教育部長	吉村孝博	教育委員会理事	和田正彦
上下水道部理事	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	新澤明子	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 6番 岡本吉司 10番 吉村優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	1 3	下村 正樹	一問一答	行政での地域安全推進協議会の立ち上げについて	市 長 担当部長
				磐城第2保育所付近の危険性について	市 長 担当部長
				尺土駅前整備駅北側から国道166号線までの道路新設	市 長 担当部長
2	5	増田 順弘	一問一答	公共施設の耐震化について	市 長 副市長 担当部長
				地域資源の保存と活用	市 長 担当部長
3	1 0	吉村 優子	一問一答	公共施設マネジメント基本計画の推進について	市 長 担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	市民の健康づくりと対策について	市長 担当部長
5	9	藤井本 浩	一問一答	中学校エアコン設置による影響について	教育長 担当部長
				国内・国際自治体間交流について	市 長 担当部長
				地方自治法第96条第2項の運用について (議会の議決事件の追加)	市 長 担当部長
6	3	川村 優子	一問一答	葛城市における地域包括ケアシステム構築の進捗状況	市 長 担当部長
				葛城市における保育士の確保について	市 長 担当部長
7	1	山本 英樹	一問一答	教育行政について	市 長 教育長 担当部長
				市内総合病院の誘致について	市 長 担当部長
8	1 5	白石 栄一	一問一答	葛城市の財政状況と今後の見通しについて	市 長 担当部長
				工事請負契約等における入札・契約手続等について	市 長 担当部長
				自治体クラウドについて	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月24日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、8名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、応答を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、13番、下村正樹君の発言を許します。

13番、下村正樹君。一問一答方式で行われます。

下村議員 皆さん、おはようございます。一番最初に一般質問をさせていただきたいと思っております。

一般質問の内容といたしますのは、3点ございますけれども、全て子どもの安全ということで、関連性がございます。まず、1点目は、行政での地域安全推進協議会の立ち上げということで、高田警察の方でこういう組織といたしますか下部でやっていることがございまして、それを市の方でも認可してほしいということと、次に、磐城第二保育所、これは非常に危険な状態にありまして、三重にも四重にも危険な状態にあるということで、子どもの安全をどうするかということも2番目にお聞きしたい。3番目には、尺土駅前広場、これは合併の事業でございますけれども、なかなか駅の南側が完成がまだできてないということと、それと、地元からも、以前から北側に広場もつくってほしいという、そういうことでございますので、詳細のことは質問席から質問させていただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

それでは、まず、高田地区の地域安全推進委員の葛城支部と、正式にはそういう名称で警察の方が委員を任命いたしております。今年に入って、また、新たに組織ができました。このことについて行政の担当部署の方で、こういう委員の状況について、まず、把握されているかということをお聞きしたいと思っております。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 おはようございます。総務部の安川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま申されました高田地区地域安全推進委員葛城支部の状況でございますが、昨年度、高田地区防犯協議会会長と並びに高田警察署長より高田地区地域安全推進委員葛城支部として、葛城市内で36名の方が委嘱を受けられております。

委員の皆様につきましては、地元区長様より推薦を受けられた皆様で、地域住民の要望があり、地域安全運動に熱意のある方、また、地域の実情に精通しておられる健康で活動力のある方々が、その委員となっておられるところでございます。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 行政の方でも把握はされておられます。ところが、行政の方では、そういう中の1つの団体としては全然認められてないということでございますけれども、それはそれで担当部署の方で、ある程度協力をいただきながら、新しくできた、1月26日でしたか、葛城市を5つのブロックに分けて、ブロック長も決定となっております。その方々にも、今後、地域の子どもたちの安全や防犯、また、防災の予防にということで、いろいろこれから話し合っていて、前向きの姿勢でやってもらいたいということで、まだ本当にどういうふうにするかということは決定されておられませんけれども。また、子どもの通学時、今、大字名を言いますけれども、特に北花内とか尺土とかは、非常にボランティア活動が熱心で、また、生徒数も多いということで、本当に熱心に子どもたちを見守っていただいております。

そういう方々にも何らかの市の方での把握といいますか、組織といいますか、そういうのを立ち上げてもらいたいということで、まず、市の方でそういう今後、自主防災組織、また、見守り隊などを把握しながら、誰がやってもらっているとか、そういうことを把握しながら、1つの母体ということを考えておられるかということもちょっとお聞きしたいんですけれども。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。地域安全推進委員の活動状況について、まず、ご説明申し上げますところでございますが、地域安全推進委員の皆様につきましては、地域の防犯リーダーといたしまして、ご活躍をいただいております、その活動内容につきましては、地域住民の防犯に関する指導や相談、住民の防犯意識を高めるための広報活動、街灯の設置状況や危険箇所の把握。また、防護措置と防犯の事故を誘発するおそれのある環境改善のための活動や防犯パトロールなど、街頭安全活動への協力参加。また、少年非行防止、暴力排除、交通事故防止や地域安全活動の普及などなど、多くの業務に携わっていただいております。

現在、今おっしゃられました各地区におきまして、自発的に子どもたちの見守り活動とか、されているというのは、今おっしゃられました地区について活動されている状況は把握しております。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 もとは、これ高田警察署の防犯委員ということでしたけれども、それが地域安全推進委員ということにかわりまして、そして、先ほど言いましたように、今年の1月26日、新たに36名で5つのブロックに分けて立ち上げようということで、これからなんですけれども、また、先ほども言いましたように、ブロック別で検討しながら、葛城市の安全、特に子どもの安全、防犯、防災ということで一生懸命にやってもらいたいと思うんですけれども、これからそういうブロック別の行われる事業に対して、市の方の考え方といいますか、市の方に組織がないので、今は生活安全課の方でお願いしながら、連絡ないし事務処理を少しやってもらっているようなわけなんですけれども、今後のそういう対処策というのをもう一度ここで確認の

ために、担当部長よりお聞きしたいわけでございます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 今現在あります地域安全推進委員のこれから協議会的なものを立ち上げられることに對して、市の考え方というご質問かと思いますが、関係機関等々の調整等も今後、必要かと思われまますので、また、検討の方をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 すぐにとは、そんなことは無理なので、これは市長の方にもお願いをしておくということで、検討課題の1つにしてほしいと思います。

その次に、先ほど言っていました子どものことなんですけれども、磐城第二保育所、これは木戸・八川・大畑線というところに、磐城第二保育所がございます。非常に、特に子どもの小学生の登校時、非常に車が多いということと危険な状態にあるということで、まず、そこを近辺を通過して登校する磐城小学校の生徒がほとんどだろうと思うんですけど、木戸、八川、尺土の生徒の人数なんかは把握されておりますか。担当課からお願いします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 おはようございます。教育部長の吉村でございます。

ただいまご質問の磐城第二保育所付近を通学路として利用する児童数等でございます。

平成24年建築の磐城第二保育所、この付近を通学路として利用する児童につきましては、磐城小学校へ通う大字尺土、木戸、八川地区の児童でございまして、合わせて268名が利用している状況でございます。

このうち、近鉄南大阪線より南に住んでおる児童につきましては、104名が磐城第二保育所の南側の道を通って通学しております。また、近鉄南大阪線より北に住んでいる児童につきましては、164名が踏切を渡って磐城第二保育所の北側の線路沿いの道を通って通学をしている状況でございます。そのほかにも、白鳳中学校に通う生徒や磐城小学校附属幼稚園に通う園児と保護者も利用しているという状況でございます。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 ほかの地区でも、小学生なり中学生の登校時は、かなり危険な状態にあると思うんですけども、今、生徒の人数、聞いただけでも268名と、葛城市内でも最高の人数じゃないかと思うんですけども、それだけではなくて、第二保育所のすぐ横に踏切があるわけでございます。そして、午前8時前ぐらいは、特に電車の本数も多いということと、そして、登校の人数がいつときに268名ですか、それが毎日続いているということと、そして、尺土駅へ急いで送られる見送りといいますか、送ってこられる車もかなり多いということ。

また、恐らく山麓線、山麓線と我々言いますけれども、そこが混むので抜け道といいますか、そういう形で恐らく今言っている木戸・八川・大畑線を通られるということで、毎日そこは車で混雑しております。非常に危険な状態であるため、先ほど言いましたけれども、各地区のボランティア活動でこども見守り隊ということで、引率しながら登校にボランティア

で学校まで行っておられるという状態でございます。

事故が起こらないのが不思議なくらいだと私、思うんですけれども、車を通るなど、そんなことはできませんし、学校の登校時のルートも一応決まっておりますので、それはそれなりに、みんなで気をつけながらやっていきたいと思うんですけれども、そのボランティアの方に本当にご苦勞をかけているなど。毎日毎日、北花内の方にも以前、警察の方でお会いしたときに、年間211日出ていますよというような話は聞いております。毎日毎日、子どものために、安全のために出ていただいております。それが今後ずっと続けば、まだちょっと安心なんですけれども、どうしてもそのボランティアの方が私用で出られないときもあって、非常に見えていますと危険な状態にあるということは、これは市の方でも恐らく把握されていると思うんですけれども。

今、私、第二保育所のことばかり言っていますけれども、市の方の担当部署で、それだけ危険な状態にある場所だということは把握されているかどうかということと、葛城市内でも非常に危険な場所は把握されていると思うんですけれども、それも何か所ぐらいかということもお聞きしたいわけでございます。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 失礼いたします。

まず、磐城第二保育所付近につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、車の通行あるいは踏切等がございますので、危険性というものは十分認知しているところでございます。

まず、その危険性を解消するための対応という状況でございますけれども、まず、登校時でございますが、大字尺土の子どもを守る安全パトロール隊、約4名の方が毎朝、近鉄線の北側と南側に2名ずつ分かれて保育所付近の踏切や、あるいは横断歩道では児童が安全に渡れるように見守っていただきながら、集合場所から学校までの付き添いを行っていただいております。この場をおかりいたしまして、尺土安全安心協議会の皆様には厚く御礼を申し上げるところでございます。また、保護者の方々につきましては、毎月1日と15日の月2回、交差点や横断歩道等で立哨をいただいております。教職員につきましても毎月15日に全員で立哨を行い、交通安全指導を行っておるところでございます。

次に、下校時でございますが、また、大字尺土の協議員の方が毎週木曜日に、そして、尺土寿幸会の方が第2、第4木曜日に保育所付近の横断歩道2カ所と踏切で立哨をいただいております。また、学校地域パートナーシップ事業といたしましては、1名の方が毎日立哨をいただいております。また、教職員につきましても学期の当初と終わりに数日間、全員で付き添いを行いながら下校指導を行っておるところでございます。

さらに、シルバー人材センターにつきましては、委託発注をしております、下校時の見守りにつきましても、毎日1名の方に付き添いを行っておるところでございます。また、危険箇所数につきましては、通学路の安全安心という観点から、PTAや保護者の方々に毎年意見を聞きながら協議会を開催いたしまして、その安全対策に努めておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 行政の方でもご努力をいただいているということと、教職員の方も私、ちょいちょい目にします。第二保育所の角に立哨いただいているということも把握をいたしております。ただ、本当に危険な状態にあるというのは先ほども言いましたように、車の量がかなり多いんですよ。踏切がありまして、踏切から166号線までずっと車で続く状態が毎日ほどございまして、そして、駅に送ってくる車はかなり急がれて尺土駅の方に行かれるということで、本当に第二保育所の近辺の子どもたちが本当に危険な状態にあるなということ、もう私、毎日ほど目にいたしておりますので、今後も何かの対処策といいますか行政の方でも考えてもらいたいと思います。

それにつれて尺土駅のことなんですけれども、関連性で私、先ほど言いましたように関連性があるというのは、尺土駅前の南側の整備が合併の事業として当時、あれは私も合併特別委員会の委員長もやっておりましたけれども、平成14年に計画されたように記憶いたしております。それが合併が平成16年、そして、平成26年までに合併の事業を全て終了するというような予定で来たわけなんですけれども、国の方の諸々の事情もございまして、5年間延長ということになりました。それが平成31年でございます。

尺土駅前広場の整備につきましては、平成26年に完成予定で当初はいたわけなんですけれども、諸所の地権者との問題もございまして、平成29年ということに少し延長されたものでございます。そして、今回の行政側の考えとしては、平成31年には完成ということで。

なぜ私、こんなこと言うかといいますと、当時といいますと平成18年7月に、これは前々市長の時代なんですけれども、毎年尺土駅の北側の駅前広場ないし国道166号線までの新設の道路をこしらえてほしいということで、平成19年12月20日付ですか、これは當麻地区の各大字の区長さんの署名捺印つきで市の方に陳情いたしております。また、平成20年12月20日付の要望書では、尺土地区の役員の方々がみずから交通量調査、また、子どもの人数等を調査して市の方へ要望されております。こういうことは、かなり以前のことからなんですけれども、担当部署の方では把握されている、もちろん把握されていると思うんですけれども、そこを少しお聞きしたいと思います。

西井議長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの下村議員からのご質問についてでございますが、尺土駅の北側から国道166号線までの道路の新設についての大字からのご要望というご質問かと思っております。

確認しておりますのは平成17年3月を初めにいたしまして、先ほど議員、おっしゃられましたように、平成18年、平成19年、平成20年、毎年ご要望をいただいているということについては認識しているところでございます。また、市の方からの回答としましては、まず、これも議員も先ほどおっしゃられておりましたが、尺土駅の南側の方で進めております尺土駅前周辺整備事業、こちらの方を完了させた上で、北側の整備については検討していくというような回答をさせていただいているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

西井議長 下村君。

下村議員 今、都市整備部長の方から答弁ありましたけれども、地元からはそういう要望をずっとやっていたということでございました。その中で、南側、事業としては、尺土駅の南側を完成して北側へ移るということは、もう以前から役員さん、私も交えてですけれども、そういうことを聞いておりますので、地元もあんまりそうやかましくは言っておらなかったんですけども、先ほど言いましたように完成の予定が平成31年になると。これはもう当然合併特例債の利用というのは無理なわけで、それからといいますと、それからまた、計画、道路の線引きないし、工事というわけにはいきませんが、地元の方から私、南側の完成はいつごろになるのかなとか、そして、北側はいつごろ計画されますかとか、よく聞かれるんです。

今、土地開発公社の方で回転広場ということで、少しの土地を購入いただいて、それはよくわかるんですけども、当初、合併の事業として弁之庄・木戸線というのがございましたけれども、これは県の方に移管ということでされました。県の方で、これは進むのかどうかは知りませんが、それは別として、地元から要望されているのは、駅から166号線までの間の抜け道をつくっていただくと、先ほど申しました第二保育所の件なんですけれども、木戸・八川・大畑線、そこを通過して尺土駅に見送りに来られる方、朝、集中いたしております。もしも、その車がなくなればというんではないんですけど、新しい166号線から尺土駅の北側に抜けますと、かなりの台数が減るということで、これは子どもの安全にもつながって来ると思っています。

その辺のことを行政側はどういうふうにご検討されるかということと、先ほど言いましたように、かなりこの事業は延長といいますか、最終の平成31年まで延びているということでございますけれども、その後、北側をどうするかということ、もう一度伺いたいと思います。

西井議長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 ただいまのご質問について順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、尺土駅前周辺整備事業、こちらの方の事業の見通しということでございますが、現在、残る地権者との交渉を進めつつ、工事については工事のできる箇所から進めていくということで、事業の完了に向けて進めているところでございまして、皆様ご承知のように、駅の東側部分につきましては、順次買収させていただきました土地に残っております建物の撤去が進んでおります。そういったところ、工事のできる場所については順次進めていくというような段取りで工事を進めているところでございまして、議員ご指摘のとおり、事業については、ちょっとおくらしているような状況でございますが、1日でも早く進捗できるように、現場の方としては努めていきたいというふうにご検討しているところでございます。

駅の北側につきましては、一部用地を取得しというお話がございましたが、こちらの方につきましては、車の回転場所を設けるということで考えているところでございまして、駅の近隣の住民の皆様が駅を利用される際の利便性向上ということを目的としまして、用地のご協力もございましたので、その土地を活用して今、計画を立てているものでございます。

議員ご指摘の国道から駅の北側について道路を通すということで、駅に向かう送迎の車が減るといふ点でございます。確かにおっしゃるように、北側に駅の方からアプローチできる道をつけるということで、駅への送迎を目的とする車の分散効果というはあるというふうには思います。ただ、先ほども議員おっしゃられましたように、山麓線、御所・香芝線ですね。こちらの方の渋滞の車が市内のあらゆる道路の方に流れ込んできているというところもでございます。やはり、そういったところを抜本的に解決をする手段というものを講ずる必要があるというふうには考えているところでございます。

現在、市の考え方としましては、新市建設計画に上がっている事業の完了ということを最優先に考えまして、南側で進めている事業のめどをつけるということで進めさせていただきたいというふうにご考えておきまして、北側の整備につきましては、その進捗を見た上で進めていくものというふうにご考えておきまして、従来の進め方と変わっていないということで、決して北側の整備を忘れていたというわけではございませんので、その辺のことにつきましてはご理解いただきたいというふうにご考えているところでございます。

また、弁之庄・木戸線というお話も出ておりましたが、北側の駅へのアプローチ、こちらの方につきましては、やはり当該箇所を結びつける、どのような位置で結びつけるかというところも十分考えなければいけないというふうにご考えております。駅の北側というのは現状やはり、かなり狭い道が多いというふうにご認識しているところでございます。

よく考えた位置に駅へのアプローチを設けましないと、そこに流入してくる車の影響で、その周辺の住民の皆様の方の通行人の通行というのものにも影響を与えかねないというところも、よく考える必要があるというふうにご考えておりますので、弁之庄・木戸線ですとか、そういった駅北へのアプローチ、そういったものをもう少し幅広い範囲で計画を検討する必要があるというふうにご考えているところでございます。

以上です。

西井議長 下村君。

下村議員 北側については、よろしくお願ひしますとしか今のところは言いようがないんですけれども、ちょっと余談にはならないんで、関係のことではございますけれども、過去に私、都市産業常任委員会というのがあり、属していたことがあるんですよ。平成18年に北海道の札幌市のJR白石駅周辺地区整備事業、また、平成19年8月に札幌市の手稲駅、平成22年2月17日には宮崎県の日向市駅土地区画整理事業に研修で行かせてもらった。

そういうことで、研修でいろんなところに行かせてもらったわけなんですけれども、全て、今、南側、北側とか言っていますけれども、全て両方ともいいですか、駅の両側を全てこの地区でも整備されているということは、私だけではなく、その当時の担当の課長なり目にされております。また、平成22年4月19日、これはまだ今から一番近い時期なんですけれども、尺土駅前整備事業特別委員会というのが設置されております。それでも、近鉄河内松原駅周辺、またJRの久宝寺駅周辺の視察などを行いました。そのときも両側とも整備されておりました。

近いところでは、私、これは個人的にちょっと見に行っただけなんですけれども、実は大和高田

市の行政のトップとちょっと話していたときに、JRの五位堂駅、一度見てきなさいよというような話がありました。近くなんで見に行っただけです。本当に香芝市と大和高田市のもう本当に境目のようなところにある余り乗降客のいないような場所なんです。今はちょっと家が建ち込んでいますけれども、当時は北側というのは家はあるんですけど、南側、田んぼと池なんです。そんなところにも市民からの要望で、香芝市はその南側、本当に乗降客少ないんですけど、きれいな回転広場も道路も広いのができております。

そういうことで、本当に先ほど言いました大和高田市と香芝市の境にあるようなところなんですけれども、徐々に開発されて本当にいい場所になってきているという事実がございます。そういう面も含めて、尺土駅前も南側が完成すれば北側へ移っていただいて、国道までの道を新設していただくと、子どもの安全につながるということを私、強く言っておきたい。今後ともそういうことで、なるべく早く、まず南側を。予定では平成31年になりましたけれども、できるだけ早く解決していただいて、北側のことも考えていただきたい。そういうことでございますので、市長からは一言だけでも聞かせていただければいいと思うんですけども、最後に市長の考え方というのをお聞きして終わっておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 多岐にわたるご提言、ありがとうございます。

尺土駅前の整備事業は、葛城市が平成16年10月に合併したときの新市建設計画事業でございます。その事業につきましては、合併するまでの2年間につきまして協議ありました。その中で、確かに北側の駅前の整備事業もという意見がありましたけれども、葛城市の新市建設計画には、あくまで南側の駅前の整備事業を行いますということが折り込まれたというのが事実でございます。それ以降は、地元の皆様方から北側の整備もということで、要望書もお出しいただいているということは、私はその当時は理事者ではございませんでしたが、下村議員からもお聞きしていた記憶がございます。この駅前整備とこの保育所付近の交通安全の部分とちょっと一緒に並行してご質問いただきましたので、全般についての考え方を申し上げたいと思っております。

まず、交通安全につきましては、緊急性を要する対応の仕方と長期的な物事の考え方で安全を確保していくという考え方があると思っております。その中で、弁之庄・木戸線、これは新市建設計画に織り込まれていた計画だったんですけども、ある一定の時期に途絶えております。そのときの議論がやはり、もうこれは市よりか県でやっていただくべきではないかと。やはり財政的な部分も踏まえて県でということをお願いして、たしか一時的な予算も、調査費か何かでついたような記憶がございますが、それ以降、全く途絶えた状況が、ここ6、7年続いてきたように感じております。

まず、就任に当たりまして、そのことを県の方に、知事の方にお願いに上がった次第でございます。12月の議会にも申し上げましたが、知事の方からは前向きな回答をいただいておりますので、できるだけ早い時期にその計画を織り込んでいきたいと思っております。それが長期的なスパンでございます。その道が多分、今おっしゃっていただいた保育所と尺土駅

前の中間点ぐらいには計画が、当初の葛城市としての望みの計画でございましたので、計画を乗せていきたいと思えます。

そういたしますと、通勤、通学もしくは送迎の車の緩和もできるものかと考えております。ですから長期的にはその道をつけることによって、そこにどう結線していくかという議論になっていくのかなど。そのことによって、その周辺的安全確保ができるのではないかと感じております。

それと、尺土駅前の北側の整備事業でございますが、残念ながら新市建設計画がまだ完遂できないままにあります。

平成16年、合併いたしましたして、当初は10年間の新市建設計画でございました。不幸なことに2011年「3.11」、東北の震災がございまして、5カ年の合併特例債事業が延長された中で、いまだに南側の駅整備事業が完結しない状態でございます。強いて言いますと、完成が平成31年3月末までと理解しておるのですが、ほぼその計画の完遂に当たりましては、大きな判断をするべき時期がもう直近になると感じております。平成29年度の早い時期、中ごろまでの時期には、どういう形で南側の駅前整備事業を完結するのかという決断を迫らないといけないと感じております。

北側につきましては、先ほど申し上げました弁之庄・木戸線の県へのお願いを再度強めて、早い時期にその道がつくように努力をしたいと考えております。先ほど議員がおっしゃっていただきました北側の若干なりの広場の購入を昨年12月にさせていただいたところでございます。それはあくまで、現在使用している道を使って駅に来られた方の利便性を考えた上での土地開発公社での先行取得を決断させていただいたところでございまして、それと今回の整備事業とのリンクといいますか、関連性は後々の判断の仕方と感じております。

以上でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 すぐには、どっちにしても行くような事業じゃないので、前向きな検討をお願いしたいということしか言えない。市長のチラシの中にも尺土駅前の整備を起点に、生活者の立場に立った葛城市、御所市、五條市、香芝市を貫く奈良南西部の利便性と活性化を図ることがこの地の地方創生の要ですというようなことも、具体的にといいますか書かれておりますので、どうか葛城市の活性化のためにも、今後、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

西井議長 下村正樹君の発言を終結いたします。

次に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。1点目は、公共施設の耐震化についてでございます。2点目は、地域資源の保存と活用について、ご質問をさせていただきます。

これよりは、質問席にてさせていただきます。

西井議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしく願いをいたします。

まず、公共施設の耐震化についてでございます。1995年1月17日、皆さんもご承知のとおり、阪神淡路大震災が発生をいたしました。震度は最大で7、死者6,434名、全壊家屋10万4,906棟、被害総額10兆円を上回ると、こういう被害の状況でございました。

このときでございますけれども、葛城市におきましても震度4ということで、非常に本市においての大きな地震の1つかなというふうに感じました。私も就寝中でありましたけれども、本棚が倒れてくるというほどの揺れを感じたことを記憶しております。

また、2011年3月11日には、東日本大震災の発生がございました。これも最大震度7、死者、行方不明合わせて1万8,455名、全壊家屋12万1,805棟、被害総額17兆円という、これは史上最大規模の被害というふうに報道をされております。その後も、新潟、熊本などで大きな地震が頻発をしております。

先日、テレビのヤフーですとかのコマーシャルで、昨年1年間で震度4以上の発生回数というふうなことで、192回というふうに報道されておりました。そのように、非常に頻繁に地震が発生しておると、こういう状況でございます。全国地震動予測地図2016年版というものが出てございます。

本市においても、今後30年間に地震、震度6以上の揺れに見舞われる確率、非常に高いエリア、こういう資料でございますけれども、これは皆さん方も、いろんなところで見られていると思うんです。この地図の中に出ておる緑の色のところ、非常に全国でも地震の発生率の高いところというふうに資料のところ、これはいろんな市のホームページ等にも出ておる地図でございます。そういうエリアに含まれておると、非常に心配される資料でございます。

このことは、2016年3月に作成をされました葛城市耐震改修促進計画、これにも詳しく解説をされております。葛城市も、非常に危険性が高いよということを、ここでも詳しく記載されております。中央構造線断層帯、地震の規模震度、マグニチュード8と、こういうふうに非常に怖い資料でございます。

そこで、このような状況を踏まえて、今後、本市としても地震に対する備え、どのように進められるのか、特に公共施設の耐震診断、それから耐震化の状況についてお尋ねをいたします。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしく願いいたします。

現在、公共施設につきましては、それぞれの計画に基づきまして対応を考えておるところでございますが、まず最初に、先ほど申されました阪神淡路大震災あるいは東日本大震災に伴います、そういったこともありまして、その被害に対する想定としまして、昭和56年以前に建築されました旧耐震基準の建築物に被害が多く出ておった。こういった状況を踏まえまして、平成7年12月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されまして、現在、

その新耐震基準を満たさない建築物につきまして、耐震診断や改修を進めるようになったところでございます。

また、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行されまして、大地震に備えて学校、病院などの建築物あるいは住宅の耐震診断を早急に進めていくことといたしまして、建築物の耐震化率の目標を設定するために、耐震改修促進計画を求められてきたところでございます。

議員仰せのとおり、本市におきましても、耐震改修促進計画というのを昨年の3月に策定しております。こちらの状況について若干触れておきますが、現在、この計画におきましては、今後、発生すると考えられる大地震により想定される被害の更なる軽減を目指しまして、市民の生活、身体と財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方策及び基本的な枠組みを定めることを目的といたしております。

また、市内全域を対象といたしまして、計画期間を平成32年までといたしまして、昭和56年の新耐震基準以前の建築物で、住宅や多くの方々が利用されます民間の建築物等及び多くの方々が利用されます公共建築物を重点といたしまして、耐震計画を図る予定をしておるものがございます。

なお、この中で、住宅につきましては、平成25年度の住宅土地統計調査と本市の世帯数との相関から算出したしました平成27年度の住宅総数が約1万2,350戸でありまして、そのうち耐震性のある住宅につきましては、約9,350戸と推計され、耐震化率におきましては75.7%でございます。

また、多くの者が利用する民間の建築物といたしましては、病院、住宅、工場、事務所等でございますが、こちらにつきましては平成27年11月末の状態では110棟でございます。このうち、耐震性のある建築物は92棟、耐震化率で見ますと83.6%といった状況でございます。

最後に、多くの方々が利用されます公共の建築物といたしましては、平成27年11月末の状況では34棟ございまして、このうち耐震性のある建築物につきましては29棟、耐震化率で見ますと85.3%といった、こういう状況でございますので、こういった計画に則しまして、順次、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。耐震化を随時進めていただいていると、こういうふうなご報告かと思っておりますけれども、若干、私もその数字が進んでおるのか進んでおらないのかと、比較対照する意味でも、県下の状況等との比較等ございましたら、お教えいただきたいと思っております。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。本市の状況について、まず、ご説明を申し上げたいと思っております。

葛城市の公共施設、ファシリティマネジメント基本計画の中におきましても、その状況についてはお示しさせていただいておりますが、まず、そちらの状況から申し上げたいと思っております。

耐震診断の状況につきましては、平成28年3月31日時点での状況になりますが、先ほど申し上げました132施設、棟数にいたしまして351棟がございます。その中で、昭和56年5月以

前、いわゆる旧耐震で建築されました施設につきましては45施設、全体の34.1%を占めておるところでございます。さらに、その内訳といたしまして、既に耐震診断を実施した後に、耐震補強などの改修工事を行ったものが9施設ございます。これにつきましては、全体の約6.8%でございます。残り36施設につきましては、耐震改修が未実施のものでございまして、全体の約27.3%といった状況でございます。

なお、総務財政課で実施いたしました昭和43年建築の當麻庁舎等は1棟ございますが、そのほか、県下の状況等をあわせて申し上げたいと思います。

各市町村が保有いたします全ての公共施設の耐震化状況につきましては、現在集計された資料等はありませんが、全国的な調査としては、国が公表いたしております防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況についての調査がございます。

葛城市の耐震化の状況につきましては、この場合は調査対象の条件が若干異なるわけですが、主立った条件、例えば2階建て以上で、1,000平方メートル以上であるとか、そういった状況も含めた中でございますので、全施設対象というわけではございません。その状況下ということのご認識でご理解いただきたいと思います。葛城市におきましての耐震状況は80.9%で、12市平均では90.8%、奈良県におきましては39市町村の平均で83.5%で、県下平均を若干下回っておるといった状況でございます。また全国1,741団体の平均で申し上げますと、90.7%といった、こういった状況でございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 どうもありがとうございます。若干おくれといいますか、下回っていると、こういう状況かというふうに判断をいたしました。

それでは、次の質問でございますけれども、今後の公共施設を検討する指針、これは先ほどから安川部長の説明の中にも出ておりました公共施設マネジメント基本計画と、ここに上げておられます、今後の耐震化の取り組みについてと。

そこで、どういうふうにかかれておるかという、耐震性の確認されていない施設については、診断を行い、危険性が認められている施設については早急に安全対策を講じますと、こういうふうに明記をされております。25ページです。

また、保育所、児童館、学童保育所については、この資料の33ページですけれども、一部に耐震性の確認されていない施設があるため、診断や改修を実施いたします。さらに幼稚園については、順次、診断を実施する予定であります。こういうふうに、ここには、マネジメント計画には書いてございます。

今回、私の質問内容につきましては、吉村議員、それから山本議員、一部内容が重複してございますので、私の方からは公共施設の中でも耐震化の、先ほど言いましたように、若干進んでおらないかなと思われる保育所、児童館、学童保育所、それから幼稚園に重点を置いて質問をさせていただきます。

理由につきましては、このような施設につきましては、将来の葛城市を担う大切な生徒、児童、園児さん、この方々を市の管理の施設でお預かりをさせていただくと、1日の大半を

ここで過ごしていただく場所でございます。耐震化を進める上で、優先的に取り組む必要があると、こういうふうと思うところがございますので、ここを重点的にご質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、私は本市の耐震化を進めるもととなる指針、先ほど紹介しました公共施設マネジメント計画、これをもとにやっただいているのかなと、こういうふうに思っていたんです。ところが、いろいろと調べてみますと、先ほどから若干説明のありましたように、国の方からいろいろとご指導がございまして、それに基づいて、葛城市耐震改修促進計画、こういうものを作成されました。それぞれ取り組む考え方に国の指導、どのような基準で耐震化を進めたらいいのかという指導の違いが、ここでは市が考えた耐震化、ここは国が考えた耐震化と、若干違いがございます。どの計画を今後、本市として公共施設の耐震化を進めるものとするのか、これを先にお尋ねいたします。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。先ほどご質問されました各計画についてでございます。

議員仰せのとおり、1つにつきましては耐震改修促進計画、これにつきましては国等からの指導もありまして、策定をいたしたところでございます。こちらにつきましては、基本的に多くの者が利用する施設、民間等も含めてしかりなんでございますが、そこに重きを置いた施設といった状況でございまして、本市の場合、全体の中に、既に耐震化されておるものもございますが、その中で、耐震が不足する施設として5施設が上がっています。この5施設につきましては、公共施設マネジメント基本計画にも上げておるところでございまして、本市でいいますと當麻庁舎であり、また中央公民館、またいきいきセンター、市民体育館、新庄スポーツセンター、こういった施設の部分については共通しておる部分でございます。

そういった中で、耐震改修促進計画につきましては、その5施設を重点的に耐震化を早期に進めるといったことで、目標設定をさせていただいているのが現状でございます。

また、公共施設マネジメント基本計画、これは当然その施設も含むわけでございますが、先ほど申し上げました132施設、351棟という全体の市が保有する建築物全てを対象として調査し、今後のあり方を見ていくといった意味で、ここにはファシリティマネジメントといった施設の機能移転、統合、廃合あるいは利用によっては、施設の中を区分けして利用するというさまざまな手法を取り入れて、今後、検討するというのが含まれております。

当然、耐震化につきましては、不足する分は両方とも共通する部分であります。あえて、その面積要件あるいは改装要件をピックアップして取り上げたのが耐震改修促進計画という部分でのご認識をいただけたらと思っております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。両刀遣いというふうに理解したんですけども、マネジメント基本計画の中では、今後、詳細な耐震化は促進計画に基づいてやるよと書いているので、私は耐震改修計画が、これが耐震化の一番の指針であるかなというふうに感じました。

そこで、ちょっと危機感を持ったので、ちょっとそこに入れていただきます。このマネ

ジメントの中で、まだ耐震化に取り組んでいない教育施設、耐震化を今後、取り組まなければならないというふうに表現したらいいと思いますけれども、磐城幼稚園と當麻幼稚園の一部と、こういうふうな分析がここに上げられております。取り組んでおられない理由というのは、この推進計画を見れば理解できました。

先ほど、安川部長のご説明ありましたように、国が定めておる耐震化の対象となる建物については、2階建て以上の建物を対象としておりますと書いておるんです。だから、教育施設、幾ら老朽化しても、1階建ての施設については、この資料の中に含まれておらないということなんです。だから、この資料の、先ほど、若干部長も説明されましたけれども、多数の者が利用する建築物（公共の耐震化の現状）、葛城市のですよ。住民の生活の場となる施設、公営住宅、学校、社会福祉施設。学校とは、幼稚園以上、小中含むでございます。社会福祉施設とは、先ほど申しあげました児童館とか保育所とかでございます。それが全棟21ある。21という対象の中には、1階建ての児童館等は含まれておらない、保育所等は含まれておらないんです。で、21のうち、21耐震化されている建築物で、現状の耐震化率は100%と、こうなっておるんです。公共施設は100%耐震化できていると、こういうふうに国に報告されているんです。つまり、現実性に欠ける計画ということしか、私には見えません。磐城第一保育所、當麻第一保育所、そういう理由で、いまだ耐震診断すら行われておらない。

さきの厚生文教常任委員会協議会の中でも、このことについては、阿古市長は非常に心配をしていただいたと、そういうふうなご答弁も会議の中で伺わせていただきました。しかしながら、私はこの耐震促進計画、このことに対しましては、強い憤りを感じておる。何もしない、できてますと国に報告したら、これ丸なんですわ。国は、はい、わかりましたと、葛城市優等生100%達成と、こういうふうなご評価をいただいておりますところではございますが、現実はそのじゃない。もし、大きな大地震が起きて、ここで被害が出たら、どのような責任をとられるのか。私は非常に心配をしております。このような計画は、早急に見直していただきたい。

市長におかれましては、着任と同時にいろんな計画等に対して、精査をしていただいておりますというふうにお聞きもしております。このことについては、どのようにお考えか。このことは磐城校区、當麻校区のお子さん、並びに家族の皆さん方にもご納得のいただけるご答弁をお願いします。

まず、部長からお願いします。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼します。ただいまのご質問でございます。耐震化促進計画につきましては、先ほど申しあげました5施設が緊急課題というふうに申し上げておるところでございます。ただし、公共施設マネジメント基本計画におきましては、全施設対象にそれぞれ統廃合も含めた中で進めているというのが相違点でございますが、今仰せのとおり、学校関係あるいは福祉における施設が多数、診断等、まだ未実施のところがございます。これにつきましては、各機関、教育委員会部局あるいは福祉部局とも相談の上、今後、進めていかなければならない課題であるというふうには認識はさせていただいております。

以上でございます。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 増田議員からのご心配なご指摘をいただいたことに、感謝をまず申し上げたいと思います。

これ葛城市ができたときに、まず学校の耐震化を優先しようという議論がありまして、小中学校の耐震化を進めたんです。それでほぼ100%終わったんですけども、その時点で、当初から今おっしゃっている部分ですね。平屋の教育施設等が抜け落ちておりました。その議論が、多分する機会があったとしたら、まず、2011年「3.11」を契機に多分できたのかなとは思いますが、その中で、まだ、なかなかそこへは踏み込んでこなかった。その中で、ほかの膨大な事業に税金を使って、その部分には当初、税金を費やすのが少ない状態で来ているというのが、まことにちょっと残念なことではあるんですけども。

まず1つは、考え方がありまして、まず、どの程度の耐震化をするのかというのは1つ考えていかないとけないと思います。まず、地震の想定としまして、1つは、阪神大震災に代表されるような活断層地震、それと、東日本に代表されるようなプレート性の地震の2種類がございます。まさに東南海地震というのは、プレート性による地震の想定なんです。それで、活断層地震、阪神淡路の形式というのは、その断層壁が圧力がかかることによって割れてしまうという、ある意味、プレート性の地震が起こるまでの地震であると。その中は、局地的な被害を受けるということなんです。

そうしますと、まず葛城市において、そのわかっている活断層がどの地域に集中しているのかと申しますと、今わかっている段階では、ほぼ山麓線上から西がそれに当たります。その部分が大まかな調査結果としてあるということは、その地震の耐震化をして、それがどの程度防げるのかといえますと、新基準でやったとしても、完全に100%防げるということはないんです。ただ被害想定として、防災というか致命的な被害を受けないというのが、今の耐震の改修事業であるということなんです。

その中で、やはり気になるのは、子どもたちの園ですね。教育に携わる、もしくは保育に携わる場面です。一部、耐震診断等終わっております。ただ、それも、やはり財政面も踏まえまして、順次計画を建てていく必要があるだろうと。行き当たりばったりじゃなくて、例えば、磐城小学校をやったら當麻をやるんです。それやったら、保育所やったら、どこ次、やるんです。どこ、次やるんですという、それを財政計画的にも、ちゃんと実行できる計画を持って、私は進めていくべきやと思います。一部ができてしまって、もうお金がありませんからできませんという形ではなくて、できれば100%に近い耐震化をしていきたい。新耐震基準による耐震化をしていきたいという願いであります。

その中で、磐城附属幼稚園につきましては、抜本的な設計計画からの見直しを指示したところでございます。1年、2年という、その期間が何を意味するのかというのは、これから提案させていただきます要件をよく確認いただきまして、ご判断いただきたいと思います。あくまで完遂したい。

ただ、これも難しいんですよ。公共施設等もありますけども、今度、公民館の問題も、多分、次には一時避難所としての問題も派生してくると思います。その費用がどの程度かか

るのかということを考えますと、傾斜的にやはり、その部分に予算を振り分けていく必要性があると。従前とは、ちょっと考え方を変えた中でやっていく必要があると感じております。以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 今、市長のご決意といたしますか、やっていかなん意識は非常に持っていただいております。ただ、市長の頭の中でやっていかなあかんと思っているというのと、それを形にしておる耐震化促進計画、これは形にさせていただきたい。早急にここに加筆をしていただきたい。要するに、漏れ落ちておる1階の建物も、まだ不備なところはありますぐらいの、こういうところに明記をしていただかんと。これで、ちゃんとできていますのでと終わっていただくと、私は問題かなというふうに思いますので、早急にこの計画の見直しを強く要望させていただいておきます。できますね。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 再度、検討をかけたいと思います。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。

それでは、先ほど、若干市長もご答弁ございました磐城附属幼稚園の診断状況について、結果についてお尋ねをいたします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

ただいまのご質問の磐城小学校附属幼稚園の耐震診断結果についてでございます。この幼稚園におきましては、平成25年度におきまして、昭和54年建築の鉄骨造の北園舎について、耐震診断を実施させていただきました。その数値につきましては、 i_s 値という非木造構造耐震指標であらわしますが、文部科学省におきましては、学校施設の耐震性能といたしまして、 i_s 値が0.7以上で耐震性能を満たすとされておるところでございます。その数値につきましては、耐震診断の結果、当園舎は0.11という結果でございました。また、翌平成26年度におきましては、恐らくでございますが、昭和12年ごろに建築されまして、そして、建築されたものを昭和54年に移築された木造のリズム室棟がございます。これについて耐震診断を実施させていただきました。木造の耐震診断数値は i_w 値という木造構造耐震指標で表されますが、こちらは1.1以上で耐震性能を満たすとされておるところでございます。その数値につきましては、当園舎につきましては0.09という結果でございます。なお、一番南に位置しております園舎につきましては、平成2年と平成14年に建築をされたものでございまして、新耐震基準を満たしておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。今、説明をいただきましたように、この園のリズム室棟でございますけれども、私も53年前になるんですが、小学校5年生のときに、今でも覚えております。この校舎の名前は当時、作法室というふうに呼ばれていました。畳を敷いてて、私、そこで

昭和36年の東京オリンピックをテレビ観戦したと、こういう記憶がございます。それよりも、まだ27年前、私も九十何歳のご先輩の方に、あの建物知っていますかと聞いたら、知っている知っていると、あれは古いぞということで聞きますと、調べますと昭和12年に建てられた築80年の、もしかしたら、指定文化財とかになるレベルのかなり古い建物。当然、耐震基準もi w値で0.09と、もう極端な話ですけども、本当にかなり、かなり危険な数値かというふうに思います。

また、北園舎につきましてもi s値、これは鉄骨基準でございますけども0.11と。これも基準を先ほど説明ありましたように大きく下回っておると。危険とも言うべき値かというふうに、私、素人目に判断をさせていただきます。このようなことを踏まえて、先に計画、平成27年10月に予算化をされて設計委託料2,700万円の計画がスタートしたと、こういうふうに記憶をしております。

しかしながら、急遽、この計画の変更案が示されました。なぜ、そのようなことになったのか、市長にお尋ねをいたします。市長の公約から推測しますと、そんなことはないですけども、これが税金の無駄遣いと判断されたのかなと。そんなことはないと思いますので、ご答弁よろしくをお願いします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 私も昭和33年生まれですから磐城小学校、その当時は磐城保育所でしたので、保育所と磐城小学校通ったんですけども、今の場所に作法室が実はあったとは記憶しておりません。多分、小学校の作法室を昭和54年に部材を使って移築された。その部材を使ってというのは、磐城附属幼稚園と當麻小学校附属幼稚園の、やはりリズム室にその部材を使って再建築をされたというのが昭和54年という認識でございます。

磐城幼稚園におきましては、いろんな年代の建物が何棟かございます。その中で、おっしゃるように平成25年12月ごろに一部耐震の診断をされている。それと、さらに翌年、平成26年に耐震診断をされているという具合に記憶をしております。

磐城幼稚園の建替えにつきまして、私自身が議員をしておりましたときの、実はその設計計画等の記憶がございません。それで、原課の方といいますか、行政内部で調べさせましたら、平成28年5月の厚生文教常任委員会協議会において、一部その場所の図面を提示しました。ということですから、協議会の委員さんだけが聞きになっていて、その建物の建築内容であるとか、その場所であるとか、どういうスケジュールであるということが詳細に、実は聞かされていなかったというのが現状です。当然のことながら、隣地であります住民の方々にも説明がない。なおかつ、保護者の方々にもどういう設置計画になるのかという説明がされない中で、私が引き継いだというのが実情でございます。

それで、市長選挙終わりました、いろいろ事業精査をさせていただく中で、磐城小学校附属幼稚園の事業、その内容も、そこで初めて詳しくお聞きした。議会に対しての説明はなかったことが非常に残念ではありますが、約6億円近い事業がもう織り込まれていると。それも、補正予算という中で12月議会に計上するんだという話でございましたので、一旦、再考するようにということを申し上げました。

その建築内容といたしましては、一部2階建てを含んでおります。やはり、特に幼稚園、小さい子どもたちは階段を上るといふその動作が危険であるといふことで、全般的に幼稚園等の建物については、平屋の建物が全国的にも多うございます。その辺の検討、それと、なおかつその建築の期間中、もしくは校舎を取り壊す期間中については、遊ぶべき広場がない。新庄小学校附属幼稚園といふのは何年か前に建替えをしました。そのときは、一部東側の土地を確保する中で、中庭を残した中での再建築ができた。でも、今回のその建築の図面内容は、まるっきり遊ぶべき広場がない。今の運動場といひますか、広場をそのまま全て建築する。その期間中は子どもたちが遊ぶことが、磐城小学校の運動場まで行けばいいんですけど、歩いての工事現場のフェンス沿いを歩いて行かなければいけないですとか、さまざまな検討内容が生じた。

その中で、一旦計画そのものを練り直すよふにという指示をした次第でございます。一刻も早くという思ひはございます。ただ、幼稚園という建物は、1回建てますと30年、40年、50年と使うべきもの、もしくはその建築の1、2年、その間の園児の子どもたちの運動の場所であるとか、その期間の環境をいかに確保するかといふことも考えた上での計画の見直しを指示したところでございます。

そのリズム室、先ほどおっしゃいました作法室の建替えに当たっては、今現在、学童の教室として、それは常設として使っております。リズム室はある一定のその時間帯だけの使用になるんですけども、学童につきましては、年間を通じて使うこととなりますので、まず、学童の教室が含まれるリズム室を学童のその安全性を確保して、翌年に新たな計画の見直しの中で、順次、先ほど申し上げましたよふに、磐城小学校附属幼稚園並びに学童保育所の耐震化の事業を計画的に進めていきたいと思ひます。

あくまで、議会に対しての説明がなかった中で、私自身が正直驚いたんです。それが期中に6億円以上の補正予算を組まれた中で急遽される。それが果たしてその計画がいいのか悪いのかといふことの審査がないままで、行政内部だけで進められてきたといふことは、私は大きな問題であるであろうと感じております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。設計の内容について、いろいろと検討する必要があるという判断でとめた。ただ、これ内容がどうか、こうとかもございすけれども、おくれたことには違ひはない。どの程度、当初の計画から見ると、どのぐらいのおくれが生じるのかなど。これ、先ほども言ひましたよふに、頻発をしておる地震のことを考えると、あるとき、おくれたからこうなったといふよふなことが後から問題とならないよふに、1日も早いこの安全施設の確保、緊急でもいいですから、何らかの処置を市長としておくらせた以上、緊急措置、検討する必要があるのかなと思ひますので、改めてお尋ねをいたしす。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 おくらせたといふのは、この建物といふのはずっと今までから建ってきているわけなんです。平屋であるといふことを前提として、なかなか進まなかったといふこともあるんでし

ょうけども、まず、設計で2階になっているということは非常に違和感がありました。ですから、その部分については、平屋の設計に見直す必要があるだろうという判断です。そのことによって、おくれると言われるんでしたらおくれるんですけども、建物自身は、私が就任する前からずっと、例えば、當麻の保育所も磐城の保育所も當麻の幼稚園も、全て建っておるわけなんですね。その中で、ほかの33億円も使うような事業を優先して進められてきた。私は、そのことについて、そういうことはしません。必ずその部分について優先して事業をやっていくと。そのための計画づくりをしないと、この2年間、子どもたちどうなるんですか。これで将来、2階建ての建物建ててどうなるんですか。そんなことも、建ててしまった後で30年、40年、後悔するよりか、やはり検討して見直していかないといけない。

確かにリスクはあるんですよ。地震なんていうのはいつ起こるかわからないですけども、そのリスクというのは、この10年ぐらいをとりますと全く変わってないリスクやと思います。できるだけ早い時期に、設計をして事業に持ち込みたいという思いでございます。それをあえて、とめたというのであれば、いや、確かに計画を見直すようにという指示はしました。そのことによって1年、2年のリスクがあると言われたら、それはしょうがないんですけども、そのリスクは、過去においても同じであると私は判断しております。それ以上のことは申し上げられない。

ただ、葛城市にお住まいの、もしくは教育を受けられている、また保育所を含めて、そういう子どもたちを安全にするためには、やはり計画性を持って完結する必要がある。ある一定のところまでできて、もう予算ありませんので、できませんでは、いけないわけですよ。ですから、その辺の予算は必ず確保して、計画を持って随時耐震をしていきたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 具体的に、早くする。今おっしゃったように、できるだけ早いと、こういう表現でございますけど、一刻も早く、残業してでも新たな設計立てていただきたい。早く、そういう構想を実現していただきたいと、こういうふうに思います。

市長の公約にも、福祉、医療、子育ての環境整備を優先しますと、こういうふうに書いておられます。それにもかかわらずと言ったらいいんでしょうか、子育ての環境整備を後回しにしたということについては、市長の方針には若干反するのではないかなと、こういうふうな疑念も持たざるを得ません。直ちに適切な対策を講じていただきたい。このことを切望いたしまして、私の質問、次に移らせていただきます。

次の質問は、地域資源の保存と活用についてでございます。葛城市をよりよいまちにしたという思いは、市民の方々並びに市長を初めとする職員の皆さん、そして、ここにおられます議員の皆さん、全ての思いであるかというふうに思います。

そこで、私は今回、質問させていただきますのは、本市が古来より守ってきた誇りある地域の資源、こういう持っている力というのは、買わなくてもお金要らないという、そういう意味でございますけども、地域の資源、これには農業資源、それから観光資源、こういうふ

うなものがあるのかなということで、この保存と活用についてお尋ねをさせていただくことにいたしました。

葛城市の人口は、平成29年2月1日時点で3万7,179人ということで、昭和55年から見ますと36年間で2割増加しておると、こういう統計でございます。この原因は、先ほどもちょっとお話ししましたように、本市の持つあらゆる魅力、そういうものを感じて転入をされてきた、こういう結果であるのかなというふうに思います。緑の多いまちであるというふうなイメージ、それから豊富な歴史遺産、こういう観光資源、こういうものがその魅力の1つ、2つなんかなど。

このような地域資源、放っておくとなくなってしまう。守っていかないと、こういうことでございます。ないからといって文化財、買うわけにもいかんし、これはしっかりと管理するとともに、使って何ぼのところもございまして、活用にも力を入れていただきたい。

そういうことで、まず、農業資源についてお尋ねをいたします。

葛城市の農業につきましては、以前からいろいろと議論ございますように、非常に昔から歴史のある、100年以上の花とか野菜の園芸地帯ということで、私、四国へ行っただけです。四国の香南町というところ行っただけですけども、レタス日本一の産地です。そこで、60年前の農業について聞きました。戦前、戦後ぐらいです。何つくっておられたんですかと聞くと、粟とヒエというふうに言われました。私どもの感覚では、もう少し違うイメージだったんですけども。つまり、四国の農業というのはもう60年、戦前の農業というのはもう原野で、粟やヒエって500年も600年も前のイメージ。そんな、地方の農業というのはそういうことだったんですね。

ところが、葛城市の農業については、もう古くから江戸時代末期から、そういう花であったりというふうに農業が続いてございます。

こういうふうな農業でございますけれども、最近放っておかれて、草生やして遊休農地問題、非常に問題になっております。農地法を調べますと、農地とは、農業に供する土地。これは法律でございますので、これに違反したら、要するに農業を営まなかったら罰せられるという、こういう規定もございまして。どのように現状、利用されておるのか、農業の生産状況について、まず、お尋ねをいたします。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの農業の生産状況について、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。増田議員も言われましたように、農地とは、農地法第2条第1項におきまして、耕作の目的に供される土地とされております。また、耕作とは、土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することとされております。

平成28年5月現在であります。本市における農地の総面積は864.0ヘクタールでございます。田畑の内訳といたしましては、田が788.9ヘクタール、畑が75.09ヘクタールとなっております。農地の内訳といたしまして、調整区域内農地が465.26ヘクタール、農業振興区域

地域内農用地が316.1ヘクタール、市街化区域内農地が82.4ヘクタールであります。葛城市の総面積は3,372ヘクタールでありますので、そのうち山林が1,328ヘクタールとなっていることから、可住面積は2,044ヘクタールとなっております。可住面積における農地の割合は42.27%であります。

農家戸数につきましては、平成28年5月現在で1,979戸となっております、販売農家につきましては、2015年の農林センサスデータであります。内訳といたしまして、専業農家が165件、兼業農家が420件となっております。販売されている品目としまして、主なものは切り花や鉢花などの花卉類が49人、ネギ類が29人、里芋が42人、トマトが29人、ナスが38人、大根が44人、イチゴが13人となっております、その他にもほうれん草など、多品目が販売されております。2010年の農林センサス結果よりも減少しているのが現状であります。以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。若干衰退といいますか減少しておると。原因は、農業やって食っていける、要するに生計を立てる手段として、非常に厳しいものがあると、専業で生きていくには非常に厳しい環境であると。そういうふうなことでございますけれども、そういう衰退している農業を活性化するためにということで、昨年11月3日に道の駅をオープンしていただきました。これによって、従来つくっても売れなかった農産物が、誰がつくっても、私がつくっても、素人といったら失礼ですけども、兼業農家、三ちゃんと言われる農家の方々がつくっても、すぐに現金収入の入る手段として道の駅をつくっていただいた。

ところが、せっかくこの大きな税金費用を投じてつくっていただいたにもかかわらず、なかなかこの主役である農家の反応といいますか、集まってくれ人がふえてこない。これは、もう少し指定管理の会社が努力するべきなのか、市がもっともっと農業生産に対する支援等も行いながら、私も以前からお願いしているように、担い手の確保等の支援もしながら、農家への啓蒙啓発活動をやっていたかんと、自分のものじゃないと、こういうふうなちょっとイメージが余りにも強過ぎるかなというふうに感じていますので、もうあと5分ということで、想定外の前段のお話が長くなりまして、あとないんですけれども、そういう啓蒙啓発活動、今後とも池原部長がしっかりと市としてもやっていただいて、農家の衰退している農業の活性化を道の駅等を中心にやっていただく手法、これが大切かなというふうに思います。

そこで、道の駅裏といいますか、山手側の広場でございます。先日からいろいろと報道によって、この地域のイチゴも脚光を浴びております。私、地元の大畑の寺田農園、この方がテレビで古都華の自慢話といいますか、自分のいろんな、こういうイチゴですよというPRを紹介されますと、瞬く間に道の駅にお客さんが古都華を求めて殺到されました。そういうふうな非常にPR効果、それから、ちゃんと受け入れとしてございます道の駅の効果がフルに発揮をされたと、こういうふうなことが先日ございました。

このように最近のイチゴ、非常に平群町、それから明日香村、盛んに行われております。道の駅のあの山手の広場、有効活用いろいろと市民の方々からは避難場所とか、市民が利用

できる有効な広場活用とか駐車場につくったらどうかとか、愛犬家の方はドッグランの施設がいいんじゃないとか、いろんなアイデアといいますか伺っていますけれども、農業振興の1つとしてイチゴのイチゴ狩り、こういうふうなことも有効な手段として必要じゃないかと。観光と農業のコラボレーションの場として非常に好条件かというふうに思いますけれども、この有効活用についてのお考えを聞かせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいま増田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

増田議員が言われましたように、イチゴをベースにした観光農業は子どもから大人まで幅広い世代の消費者に大変喜ばれる素材であると考えております。また、本市のイチゴの生産者が古都華やあすかルビー、白イチゴである淡雪を生産し、品質的にも大変よく、販売先に大変喜ばれているというのは聞いております。

しかし、観光用の摘み取りイチゴに取り組んでいる農家は1件もありませんが、生産者には若い農家もおられ、向上心も高く持って取り組んでいただいております。イチゴの生産振興にも大変有意義であると思われまますので、イチゴ組合とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

また、増田議員が言われましたように、道の駅かつらぎの山手側の敷地ではありますが、この道の駅は国土交通省のまちづくり交付金事業で行っているものでありますので、国とも制度的に可能であるかどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。しかし、場所につきましては、道の駅かつらぎの敷地内に限らずとも、この近隣は農地も多いので、観光農園を利用される人にとって、利便性も高い場所を考えながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 よろしくお願いをいたします。

市長におかれましては、かねてから宅地開発より自然を大切にという農業の大切さに対する理解、非常にご認識が高いというふうにも、私、理解しております。今後の市長の農業振興に対するお考えを端的にお尋ねいたします。

西井議長 阿古市長。端的にお願いします。

阿古市長 宅地開発より農業というのは、あんまり言った記憶がないんですけど、そのエリア、特に山間エリアについては、やはり景観を重視して、住宅開発ではない方向性を目指すべきではないかという意見は持っております。

その中で、農業振興というのは非常に難しくございます。後継者がいないということは、やはり農業はもうからないからいないんですよ。もうかれば自然と後継者というのはできくると思っています。そうしますと、その後継者を生むための手法というのはどこにあるのかと考えますと、やはりパイロット的にある一定の面積の大胆な農業の団地をつくるであるとか、そういうところに踏み込まないと、兼業農家もしくは趣味で農業されている方の育成をしても何もならないわけですから、新たに農業として担われる人たちが携わる、そういうエリアをやはりつくっていくべきかなというように考えおります。

先ほど増田議員がおっしゃいました道の駅の西側の土地の利用も、全く実は同じことを就任早々原課には申し上げました。そういうことも、1つあそこにパイロットとして、幾つものハウスをつくってイチゴ栽培やったらイチゴ栽培の場所にもできないのかということも、実は伝えたんですけども、補助金の関係上、ちょっと無理ではないかと。あの場所もしくはそれから西の盛り土の部分の削った部分、あの部分の西の部分では、年間の管理費が約九百万円弱かかるようでございます。市からの税金が投入される、そういうようなものを逆の、プラスになるような管理の仕方等を考えるようにということで、農業も1つの手法の中に検討を入れるようにということは申し上げておりますが、最終的にどういう利用の仕方になるかは、これから最終の結論に持っていく考えでございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

市長も、前向きにご協議いただくということでございますけれども、私、質問できなかつて、非常に残念なんですけれども、前回の予算の中に、本市の農産物のブランド化に対する補助金100万円ついてございました。それが今回、突如としてなくなっておると。これは私、今後どうされるのかなど。いや、一旦とめましたけども、今後また、このことについては継続的に進めるよというふうに私は解釈をさせていただいております。

先ほど、ご紹介ありました42%を占めるこの農地、これをフルに活用していただいて、地域の農業の活性化、それから自然豊かな住みよいまちづくり、こういうものにお力を入れていただくということをお願いをいたしまして、観光できなかったんですけども、次回に繰り越しまして、私の一般質問、終わらせていただきます。

オーバーして申しわけございませんでした。

西井議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時45分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、葛城市公共施設マネジメント計画の推進について伺っていきたく思います。

なお、これよりの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入らせていただきます。

午前中に、増田議員の方から公共施設の耐震化についての質問がされました。特化して保

育園、幼稚園ということでしたけれども、私の方からは統廃合について、全般的なことでお伺いしていきたいと思います。

合併して13年目に入り、市民の皆さんからは庁舎を初め、2つある施設を1つにするべき。合併した意味がないんじゃないかなどですとか、いつまでこのままにしておくんですかなどの厳しいご意見をいただいたりします。

こういった複数ある公共施設を今後どのようにすべきか。この問題につきましては、これまでも幾度か一般質問をされてきました。私自身、一般質問や予算特別委員会などでも質問をさせていただいた経緯がありますけれども、今回、改めて伺っておきたいと思います。

市は、庁舎を初めとする事務系の施設のほか、図書館、体育館、市営住宅、公民館などの施設、学校などの教育施設や地域の集会所等、132の施設を保有されています。こういった施設の多くは、高度経済成長期に整備され、今後、建物の改修や建替えのタイミングが一定時期に集中し、多大な財政負担を伴うことが予想されるわけですが、厳しい財政状況の中、改修や建替えを適切に実施し、安全性を確保することが困難な状況にあります。

そんな中で、平成27年度に葛城市公共施設マネジメント基本計画が策定されましたが、その概要について、まずはお聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。どうかよろしくお願いたします。

ただいまのご質問についてでございますが、まず、葛城市公共施設マネジメント基本計画の概要ということでございます。この中身につきまして、本市につきましては、インフラ施設を除く132の公共施設を保有しておりますが、全国的な人口減少や少子高齢化、ICT技術の進歩、また厳しい財政状況など、公共施設を取り巻く環境が大きく変化してきておるものでございます。また、平成の大合併で誕生いたしました本市には、機能の似通った施設が複数存在するのも特徴でございます。

本市では、施設の整備を踏まえ、行政サービスの提供という視点を加えて、サービス保存の原則に基づき、新たなまちづくりを推進していくこととなりました。本計画におきましては、平成28年度から40年間の計画期間としまして、その基本的な方向を定めるといったものでございます。

この基本計画の主な内容といたしましては、公共施設マネジメントの、まずは目的、次に公共施設の保有状況、公共施設を取り巻く状況、公共施設マネジメントの基本的な考え、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針、最後に庁舎系施設、集客施設、社会福祉施設、教育施設などといった各施設、類似別の方針について記載しておるものでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 答弁ありがとうございました。

基本計画にも書かれていますけれども平成27年度末時点、ですから昨年、約1年前になりますけれども、その時点で、全体の約51%が築30年を超えているということで、10年後には約73%の建物がこの築30年を超えることとなります。その中には、昭和56年以前の旧耐震基

準で建設された45施設も当然含まれているということになりますけれども、耐震診断も終わって危険とされる施設もある中で、この基本計画を受けて、合併に伴う複数ある公共施設を今後、どのようにされるのかを改めてお聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。ただいまのご質問についてでございますが、地方公共団体におきましては、厳しい財政状況が続いている中で、総務省より平成26年4月に人口減少等により、公共施設等の利用が変化していくことが予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な観点から統廃合や長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減するために平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、公共施設等総合管理計画の策定が各地方公共団体になされたところでございます。

この背景には、国レベルにおけるインフラの老朽化が急速に進展している実情を踏まえ、新しくつくることから賢く使うことへの課題があるとの認識のもと、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が国において策定されたところであり、地方公共団体でも、こうした国の動きに歩調を合わせるため、公共施設だけでなくインフラ施設整備も含めた総合的な観点から、まちづくりなど、国土強靱化に向け、指針が示されたことによるものでございます。

さて、葛城市におきましては、この指針に基づき、昨年度、策定いたしました葛城市公共施設マネジメント基本計画に合わせまして、さらに道路や橋梁、上下水道、また、公園などのインフラ施設の方針も盛り込み、今後10年間にわたるマネジメントの取り組み方針として葛城市公共施設等総合管理計画を現在、取りまとめているところでございます。

さらに、公共施設マネジメント基本計画に基づきまして、今後の行政サービスのあり方を踏まえた上で、施設改修等の費用面や、また、一定の期間に集中する財政負担の平準化を図るため、規模の最適化や機能の複合化などの検討を図っていく必要がございます。

そこで、平成29年度は、施設の重要度や評価結果、また、分野横断的な観点から保全に取り組むべき施設の優先度を設定し、早急に対策を講じる必要のある施設を明らかにするため、公共施設短期保全計画の策定に取り組む考えでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 今は公共施設だけでなく、インフラ施設にも盛り込むということですが、今回は公共施設マネジメント基本計画だけに絞って言いますと、この中では、築後65年目に現状と同規模で建替えを行うことを前提として現状の施設を維持するために改修を実施した場合、今後40年間で改修に約175億4,000万円、建替えに約133億7,000万円、合計309億1,000万円。これは年平均にしますと7億7,000万円が必要という試算がされています。

その一方で、今後、公共施設に投資できる経費の年平均見込み額は3億9,000万円ともされています。約2倍の開きがあります。そのため、保守管理や定期的な点検等、予防安全に切りかえて、建物を80年目まで使用し続けた場合の試算では、今後40年間で合計246億4,000万円、年平均にしますと6億2,000万円との試算結果となり、それでもなお、今後、投資できる額の約1.6倍になるというふうに報告されています。ただ、これも平成28年3月の結果報

告ですので、今回、平成29年度予算を組むに当たっては、大変厳しい財政状況というふうに向っていますけれども、本当にこの投資できる1.6倍という数字ですね。この数字が正しいものなのかどうか、そのこともお聞かせ願いたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。公共施設マネジメント基本計画におきましては、公共投資に投資できる費用につきましては、先ほどおっしゃいました年間約3億9,000万円としているところでございます。この額につきましては、当時の計画の策定時におきまして、平成26年12月に策定しております財政計画の資料から算出したものでございます。

しかしながら、既に財政計画の作成から2年余りが経過しております。また、平成26年度以降の決算状況や新市建設計画の諸事業の進捗、さらに、新たに加わりました事業や制度改正等の状況もございますので、当時の財政計画の状況からは大きく変化しておるものでございます。

今後、公共施設及びインフラ施設に係ります公共施設等総合管理計画の状況も含め、平成29年度に予定しております財政計画策定の中におきまして、全体的な見直しを考えておると、こういった状況でございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 今年の秋と、前、おっしゃっていましたが、予定の財政計画の報告とともに、その報告は待ちたいというふうに思います。こういった基本計画というのは方向性のみで、おのおの施設についての具体案は示されていません。ただ、先ほど言いましたように、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された公共施設が45施設あります。

そのうち、特に耐震改修促進法、これ午前中の質問の答弁の中にもありましたけれども、これは平成25年11月施行の法律で病院、店舗、旅館等、不特定多数の方々を利用の建築物、また、学校、老人ホーム等、避難に配慮が必要とする方が利用する建築物のうち、大規模なものについては耐震診断を行い、報告することを義務づけし、その結果を公表することとしている。そういった法律ですけれども、この耐震改修促進法に基づいて、耐震性の確保が求められる5施設については、早期の対応が必要とされています。そういうような報告がありました。その5施設といたしますが、午前中の答弁のとおり、當麻庁舎、いきいきセンター、中央公民館、市民体育館、新庄スポーツセンターです。

例えばこの中の當麻庁舎につきましては、どのように考えておられるのでしょうか。耐震診断ではバツとはっきり報告されています。12月議会での一般質問の答弁では、市長は合併協議会の中で2庁舎制をしかれたというふうにも答弁されていますけれども、であるならば、例えば、耐震改修工事を施して存続をさせるのか、また、機能を當麻文化会館等、今ある別の施設に移して解体するのかなど、これまでも議論をされてきました。このほかにも、いろいろな案が考えられますけれども、大変難しい選択を市長は迫られているわけですが、このまま放っておくわけにはいかない大事な案件です。

そこで、こういった庁舎も含めた各複数施設に対して、今後はどのようにするのかもお答

え願いたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 まず、合併に伴います用途、並びに機能が類似した重複施設についてでございます。学校給食センターやクリーンセンターにつきましては、既に1つに統合いたしましたところでございますが、文化会館及び図書館などにつきましては、いずれも広域的な視点で施設配置も検討していくべき施設として、それぞれの施設の特徴を生かしつつ、また、更新時期に合わせまして、方向性を検討してまいるところでございます。

なお、両文化会館につきましては、約2,000平方メートルを超える大きな施設でございますので、ホール機能と貸し室機能を分けて利用状況を整理した上で、施設のあり方を検討するとともに、他の施設からの機能移転等による複合化及び多機能化につきましても、検討をしてまいる考えでございます。

また、当麻庁舎につきましては、これまでファシリティマネジメントを進める中で、全公共施設の状況整理をしてまいりましたが、各施設の行政機能や維持管理状況を調査し、サービスの低下を招かないよう考慮し、建替えや機能移転、施設統合、廃止、また、交通面での公共バスの活用も含めた上、コスト面や国庫等の補助金、また、有利な起債などといった財源も念頭に置きながら、最良の方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 また、その実施計画、ありましたら、お答え願いたいと思いますけれども。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 現在のところ、個別計画としての実施計画はございませんが、公共施設短期保全計画の策定段階で保全すべき施設と、あわせて当麻庁舎を初めとする、早急に対策を講じる必要のある施設についても検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、葛城市公共施設マネジメント基本計画の記載の旧耐震5施設につきましては、耐震診断を順次予定しておりまして、平成29年度におきまして、まず、市民体育館についての耐震診断調査を所管課にて実施するところでございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。こういった計画を進めるに当たっては、先ほども答弁にありましたけれども、行政サービスを継続して提供するサービス保存の原則を前提にということになりますと、それでなくても予算がない中で、なかなか厳しい対応を迫られているということになります。

12月議会の一般質問の答弁では、市長も市民の声を聞かないといけないとも言われていましたが、住民へのアンケートで、何が必要で何が要らないのかという差別化を図ったり、利用頻度の調査も必要です。その結果も踏まえて、これらの計画の実施に当たっていただきたいというふうに思うんですけれども、これらについては今どのような状況になっているのかもお答えいただきたいと思います。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 公共施設等総合管理計画案ということで、現在、策定に入っておるわけでございますが、こちらにつきましては、インフラ施設等を除く公共施設の今後のあり方につきまして、過日、無作為抽出をいたしました市内在住16歳以上の2,000人の市民の方々を対象といたしまして、アンケート調査を実施したところでございます。

まず、この回収状況につきましてでございますが、配布いたしました2,000通に対して、有効回収数746通、有効回答率が37.4%という結果でございました。なお、この中で、アンケート調査につきましての回答というのは、さまざまなご意見をちょうだいいたしておりますが、それを整理してはおりますが、その貴重な意見につきましては、今回の計画策定に当たり、資料の参考として考えさせていただいておるところでございます。なお現在、年度末に向けて総合管理計画策定中ということでご理解のほど、よろしく願いいたします。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。既にアンケートにつきましては、実施回収済みということですが、その結果も参考に今も答弁ありましたように、計画を進めていただきたいと思いますけれども、今後につきましては、施設によっては維持管理のために使用料の見直しの検討も必要になってくるかなというふうに思うんですけれども、こういったことについての市民の方々からのご意見はそのアンケートにはなかったんでしょうか。

増田副議長 安川総務部長。

安川総務部長 今回のアンケート調査の中の項目の1つに、施設利用料について質問している箇所がございます。さまざまなサービスを提供いたします場といたしまして、公共施設を適切に維持管理していくために、管理運営や費用の負担を減らす工夫も考える必要があります。そのための取り組みとしまして、今回の調査におきまして、使用料を徴収できる施設の料金を引き上げることについてもお尋ねしておるものでございます。

そのアンケートの回答といたしまして、積極的に実施すべきという回答が7.7%、どちらかといえば実施すべきが16.5%、わからない、また、どちらとも言えないという回答が14.1%、どちらかといえば実施すべきでないというのが32.6%、実施すべきでないというご回答が29.1%と、こういった状況でございまして、総じて約6割以上の方が使用料の引き上げを望まれていない、こういった結果ということでございました。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 アンケートの中に、この項目があったということですが、誰しも値上がりというのと、そのことに関しては敏感ではあるというふうには思うんですけれども、使用料を上げてまでこの施設は要らないととるのか、単に使用料を払いたくないと理解するのか、判断の材料にできるかどうかはわかりませんが、施設をそのまま維持するためには、どうしても必要となった場合は、これは市民の皆さんにもご理解いただいて実施することも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

関連でいいますと、施設ではないんですけれども新町の第1健民運動場、そこでサッカーの練習をされていますけれども、その9割が市外の方だというふうにも伺ったりしています。それで、芝生の維持管理もなかなか難しいというのであれば、市外の方と市民の方々にはち

よっと特化するとか、市外の方にはちょっと料金を上げていただくということも考えるべきではないかなと、そういうことも思います。今後、この施設の統廃合に向けたときの使用料のことも、ちょっと考えていただきたいなというふうにも思っています。

それと、ただ統合するか、そのままかの議論の前にサービスについてなんですけれども、例えば、図書館でいいますと、當麻と新庄の2カ所にあります。その休館日が同じということで、例えば、休みの日をずらして休館日と同じ休日の人の利用者に配慮することはできないのかと、この件につきましては、以前に増田議員が質問されていますけれども、改めてお答え願いたいと思います。

増田副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。ただいまご質問の市民の皆様が年中図書館を利用できるように、両館の休館日を見直しできないかというご質問でございます。

両図書館におきましては、合併直後は旧町時代の休館日で運営をしておりまして、平成17年4月からは毎月の休館日を毎週火曜日、第2、第4水曜日に両館統一して実施いたしました。その後、市民の利便性を高めることを目的に平成18年5月より毎月の休館日をずらし、新庄図書館は毎週火曜日と第2、第4水曜日、當麻図書館におきましては、毎週木曜日と第1、第3水曜日を休館日といたしまして、必ずどちらかの図書館が利用できる体制に変更させていただきました。

しかし、業務を開始いたしますと休館日をずらしたことによりまして、毎週3日間が両館を行き来する本の回送がとまりまして、利用者への貸し出しが遅くなる事態ということもございました。また、開館している図書館におきまして、本の所蔵検索をかけた際に、読みたい本が休館中の図書館にあった場合には即日に貸し出しを行うことができず、利用者にはお待ちいただくことにもなり、スムーズな本の流れをつくることができませんでした。また、休館日をずらすことによりまして、両館の職員が同時に出勤する日が週に3日間だけとなってしまいますと、図書館の行事等を実施する場合の協力体制がとれないという支障もございました。

現在におきましては、両館の休館日が同じとなりまして、休館日明けには迅速な対応を心がけ、本がスムーズに回送できるように努めるとともに、職員が協力しながら市民サービスの向上に取り組んでいるところでございますので、現状の休館日のままで実施したいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 前の増田議員のときの答弁と全く変わらず、ということで、休館日は変更は難しいということになります。例えば、何かの書類が必要で市役所に行かなければいけないといったときには、たとえ半日でも休暇をとって市役所に行きますけれども、図書館というのはそういったところではなくて、きょうはお休みだから、ちょっと図書館にでも行ってみようかなと、そういった施設になります。

そんな施設ですから、私の市内の知人でも休日と休館日が同じということで、仕方なく市

外の図書館に行かれている方もいらっしゃいますけれども、今、部長が言われた理由で変更が無理であるならば、せめて曜日を決めて、その日の開館時間を延長するなどして、仕事帰りの方に立ち寄ってもらって本を借りて帰ってもらう。そのように、より多くの市民が利用できるよう配慮すべきだというふうにも思いますけれども、この点についてもお答え願いたいと思います。

増田副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。図書館におきましては、市民の読書意欲と学習意欲を高めまして、地域の文化、情報の拠点として市民の生活に必要なさまざまな情報提供をする役割がございます。

葛城市図書館におきましては、利用者のニーズにお応えするため、蔵書資料の充実、予約あるいはリクエストサービスの実施、また、レファレンスサービスなど、各種サービスの充実に努めておるところでございます。

市民アンケートの要望におきましても開館時間の延長が上げられているところでございますが、現時点で葛城市図書館の開館時間を延長するということにつきましては、幾つかの課題もございます。現在の図書館の職員体制は館長と補佐が両館兼務いたしまして、正職員1名、嘱託職員1名、アルバイト各3名で図書館業務の体制に当たっているところでございますが、指定休等の取得のため、両館とも全員がそろって勤務できる日はございません。また、嘱託、アルバイトは7時間勤務で、時間外勤務の体制をつくって運営しているところでございます。

開館時間の延長には職員の増員や時間外勤務手当の増加あるいは光熱水費の増額等も必要となってまいります。また、新庄図書館は新庄文化会館との複合施設でもございますので、文化会館の職員が帰宅した後は1階のフロアが無人となりまして、不審者の侵入による事故等の発生も予測しなければなりません。そのため、図書館の開館時間中は文化会館事務室にも1名、警備等を行う職員が必要となってまいります。また、両館とも延長時間中は少人数の勤務体制で運営せざるを得ませんので、緊急時等の安全な運営を確保する体制づくりも課題となってくるわけでございます。

今後は、これらの課題解決や条件整備など、さまざまな方面から検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。今後の検討ということですが、今のお答えの中で職員の増員や時間外勤務手当の増加や光熱水費の増額というものでしたら、これ、これからの検討の1つですけれども図書館を1つにして、庁舎の方向性にもよりますが、先ほどから當麻文化会館というふうに言っていますけど、その當麻文化会館に図書館の機能を持って行って、時間延長をするという、そういったことも案の1つとして考えられる。

ですから、そういったやわらかい頭で今後、いろいろと検討願いたいというふうに思います。サービス保全の原則に基づくということで答弁が先ほどからありますけれども、保全で

はなく向上ということになるというふうに考えるべきだと思います。いろいろと言わせていただきましたけれども、これらの点について市長のご所見も伺っておきたいと思います。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 複数の質問ございましたので、ちょっと順番入れかわるかもわかりませんが、まず、図書館の話の方からさせていただきたいと思います。

吉村議員おっしゃるように、いろんな市民の方の要望というのはあると思うんです。それをお聞きしますと、一番ベストは何がいいのかといたら図書館休みなしがいいんですね。それと例えば、一定時間、お勤めから帰られる中で9時までぐらいの時間、図書館あけているのが一番いいのやろうと思います。

といいますのは、結局この図書館のサービスについてもそうなんですけども、税金でやるものですから、その税金の使い方のバランスの問題やと思うんです。葛城市が、例えば、大企業や工場等があって、ものすごい税収が豊かでお金があり余っていますというのであれば、私は全部やったらいいと思っているんです。もう休みなしにしてしまって、それに夜遅くまでやって、それで市民の方の要望を全て満たす形でサービスして、なおかつ葛城市は、ほかの部門でも豊かな税金を使うことができるというのであれば、そういう形が望ましいと思います。

ということは、それがいいんですけども、現実として葛城市の財政を考えると、住民様に対するそのサービスのあり方は、どうしても限定されてくるということなんです。ですから、その自治体の財政力に応じて、その行政サービスのバランスというものをどこでとるのかというのが、多分一番考察の大切なところやと思います。

それで、今の現状ですと休館日2日間見て、それで5時までという時間の中でそのバランスをとっているんですけども、後々のこの建物の施設の関係の話にも踏み込むんですけども、まず、この秋に財政計画を一度見直しますので、それをもっているいろいろなサービスのあり方、施設のあり方というものを判断させていただきたいと思っております。

今現在、持っております財政計画というのが、平成26年10月に作成したものですから、それ以降の新たな事業への投資金額等も加味されておりませんし、当然のことながらファシリティマネジメント、施設の更新のそちらの方の金額も織り込んでおりませんので。正直に言いますとかなり厳しい内容になるかとは思いますが、その中で、市民の皆さんがその妥協点をどう探していくのかという作業に初めて取りかかれるのかなと思っております。當麻庁舎につきましては、たしか12月議会に藤井本議員でしたか、お聞きしていただいて、そのときに申し上げた以上のことは多分申し上げることができないとは思いますが。単純に、この合併という作業がなくて、施設の更新、リニューアルですとか新しく建替えるとか、そういう議論は合併のしていないところでは割合としやすいんです。

でも、この新庄町と當麻町、2町が合併した中で2つの施設を有している。それも、葛城市には中心地がない。といいますのが、当然新庄町の時代は新庄のこのエリアについて中心地を持っていた。當麻町の時代は、当然磐城から當麻の周辺を中心地として持っていた。そういう施設配置になっておりますので、それをどちらかにということには、なかなかなりに

くい。

新市建設計画の合併論議の中でもいろいろあったんですけども、まず、その2町の中心地をいかに、この間の地点に持ってくるかという作業をいつから始めるのかということを加味しながら、いろんな施設の更新等を考えていかなければいけないという、かなり複雑な作業になります。でも、その作業をするに当たっても、やはりその基盤となる葛城市の財政が伴っての話になりますので、秋の財政計画を見て、抜本的な計画の見直しがされると認識しております。

それと、こんな50年に1回、合併というのは、ほぼ今の期間でいいますと、昭和の大合併から平成の大合併を感じますと、大体50年に一度、この行政区の見直しの作業をこの近世ではしておりますので、それをどう住民とのコンセンサスをとっていくかという微妙な作業も加わった中での結論を導き出していきたいと感じております。

以上でございます。

増田副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。考えはよくわかります。私も同じなんですけれども、合併するということは、市長もご存じのとおり、2つのあるものを1つにして財政をスリム化するというのが、それが合併の目的の大きな1つになります。このなかなか進まない統廃合の要因というのは、今、市長もおっしゃったとおり、2町の合併にあると思います。単に老朽化した建物を今後どのように進めていくのかということのだったら、財政上の悩みというのはあるでしょうけども、本当に簡単な作業だというふうに思うんですけれども、この2町の合併ということの、言えば、感情がこの建物の統廃合を難しくしているなというふうに私も思っています。

13年目に入りましたので、ぼちぼちということで、先ほどおっしゃいましたように秋の財政を見てから、まず、これから計画立てていくというふうに思います。何度も言いますが、耐震も含めて葛城市にとっては、今後、公共施設をどのようにしていくかは、避けては通れない本当に重要な案件です。

33.72平方キロメートル、中心を持っていくというのもありますけれども、そんなに市としては大きくない、広くない市です。その中で、どの機能がどの施設に最適なのか、どの施設の機能を残すのかということを含めて、大変難しい作業というふうに思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、このことにつきましては、広報等で市民の皆さんの理解が必ず必要ですので、厳しい財政状況も含んだマネジメント計画の現状をしっかりと理解していただくということも、作業の中に必ず入れていただくということもお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

増田副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災より、この11日で丸6年を迎えます。今なお、13万人の方が避難生活をされ、そのうち3万5,000の方がプレハブの仮設住宅で生活を強いられているという現実であります。復旧復興が早く進むことを心から願うとともに、本市におきましても、市民の生活を守るための防災、減災の対策の更なる強化に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、質問に移らせていただきます。

私の質問は、大きくは市民の健康づくり対策についてでございます。1つ目は、女性の健康支援について。2つ目は、産後ケアについて。3つ目は、健康づくりにおける取り組みについてです。

これよりは、質問席より行わせていただきます。

増田副議長 内野君。

内野議員 失礼いたします。毎年、3月1日から国際女性の日の8日まで女性の健康週間です。今回は、特に女性の健康対策で、まずは女性特有のがん対策についてお伺いをいたします。

近年、国内における子宮頸がんの発症者は約1万5,000人となっており、その中でも約3,500の方がお亡くなりになっております。20歳から30代の若い世代における発症者数は、この10年で2倍となりました。特に仕事、結婚、妊娠、出産など、女性にとって転換期となる20代後半から30代前半における発症者が急増しており、この世代の婦人科のがんとしては罹患率が最も高くなっております。

また、乳がんは生涯のうちになる女性の割合は、50年前には50人に1人でしたが、現在は14人に1人とされており、年間6万人以上が乳がんと診断されております。また、乳がん死亡する女性の割合も年々増加の傾向にあり、年間約1万3,000人がお亡くなりになっております。これは乳がんを発症した人の30%程度に当たります。

そこで、本市における取り組みと受診率についてお尋ねをいたします。

増田副議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。よろしくお願ひいたします。

がん検診の取り組みについてということで、女性のがん検診についてご説明させていただきますと思います。がんは我が国におきまして、昭和56年から死亡原因の1位であります。がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況となっております。診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診向上をさせ、がんを早期に発見することが極めて重要であります。

葛城市のがん検診につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として厚生労働省が定めている胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん検診である5がん検診に加えまして、前立腺がん検診を葛城市で実施させていただいております。本市における検診の状況と受診状況でございますが、毎年6月と11月に新庄健康福祉センターと平成27年度まで當麻保健センターで集団検診を実施しておりました。

當麻保健センターで実施していた集団検診につきましては、平成28年度より女性の特有のがん検診を加えまして、平成28年度よりゆうあいステーションで実施しております。集団検診は日曜日も含め各8日間、計16日間の日程で実施しております。また、個別がん検診、

肺がん検診ではございますが、肺がん検診も実施しております。

女性の特有のがん、子宮がん、乳がん検診の受診率でございますが、まずは子宮がん検診でございます。年度別に率を申し上げたいと思います。平成24年度におきましては、子宮がん検診が9.1%でございます。次の平成25年度は14.7%でございます。平成26年度は13.2%、平成27年度は14.2%、平成28年度の先々月の1月末現在ではございますが8.4%ございました。

次に、乳がん検診の受診率でございます。平成24年度につきましては10.0%、平成25年度は10.8%、平成26年度は14.4%、平成27年度は14.4%、平成28年度1月末現在では10.1%でございます。徐々に受診率が上がってきております。

集団検診におきましては、女性の方が受診しやすいように、レディースデーを設けまして、前期、後期の集団検診、各2日ずつ期間をとっております。また、小さい子どもさんがおられるお母さんが受診しやすいように、託児日として託児所を完備いたしまして、前期、後期の集団検診を各3日ずつ設けて実施しております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。ただいま部長より、さまざま、がん検診の受診率を聞かせていただきましたが、聞かせていただいたこの年度においては、徐々に上がっていると、そのように受けとめました。かなり努力もしていただいているんだなど、そのように思います。また、さまざま、レディースデーを設けていただいたりとか、また、子ども連れのお母さんの託児所など、設置していただき、何とかやっぱり若いお母さん方に来ていただきたいというご努力、大変評価させていただくところでございます。

次に、さらに1人1人が、がん検診に受診に行こうという、その意識というのがすごく大事になってくると思うんです。そのためにも、この意識啓発をどのように高めていくかというのが非常に大事であるかと思えます。

次に、個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）ですけれども、一度受けて、何年か受けておられない方に、きっとこれ送っておられると思うんですけれども、この個別受診勧奨・再勧奨を行っていただいているその取り組みについてお尋ねをいたします。

増田副議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 がん検診の取り組みについての個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）というものでございますが、ご説明申し上げたいと思います。

本年度、平成28年度につきましては、昨年度に引き続きまして、胃がん、大腸がん、肝炎ウイルス検査とともに、子宮がん、乳がん検診を40歳到達者と65歳到達者で、過去3年間受診をしていない方を対象に検診受診の勧奨・再勧奨の通知を行っております。

それで、通知を行いましめたの勧奨・再勧奨の受診率でございます。直近の平成28年度1月末現在の受診率といたしまして、まずは子宮がん検診からご説明申し上げます。1月末現在では8.4%でございます。その中で、受診勧奨・再勧奨を行った40歳の1月末までの受診率は15.6%、8.4%から15.6%に上がっております。65歳の勧奨者の1月末までの受診率は

10.4%、8.4%から10.4%に上がっております。

次に、乳がん検診の受診率でございますが、同じく平成28年度1月末現在の全体の乳がん検診の受診率は10.1%でございます。その中で、勧奨・再勧奨を行った40歳の1月末までの受診率は19.9%、65歳勧奨者の1月末までの受診率は14.5%でございます。子宮がん、乳がん検診とともに勧奨で、受診率は全て40歳、65歳の年代層で受診率を全体でも上回っておるものでございます。

次に、受診勧奨・再勧奨とはまた別に、無料で受けていただくために無料クーポン券を送らせていただいております。無料クーポン券事業に関しましては、平成28年度は子宮がん検診が当該年度、受ける年度で21歳になられる方、乳がん検診では41歳になられる方に送付させていただいております。

子宮がん検診のクーポン対象者の受診率を申し上げたいと思います。年度別に平成25年度から申し上げたいと思います。平成25年度の全体の受診率につきましては14.7%に対しまして、無料クーポン券を送らせていただいている受診率は25.9%でございます。平成26年度の全体は13.2%、クーポン対象者の受診率が15.6%でございます。平成27年度につきましては、全体が14.2%、クーポン対象者が13.2%ございました。

次に、乳がん検診のクーポン対象者の受診率でございます。平成25年度の全体の受診率が10.8%、それに対しましてクーポン受診率が21.8%でございます。平成26年度の受診率は14.4%、クーポン対象者に対する受診率が14.2%、平成27年度につきましては受診率が14.4%、クーポン対象者の受診率が17.0%ございました。

前年度同様、各年度ごと、受診率もおおむね上回った結果となっております。上回った理由といたしましては、無料クーポン券送付と同時に、がん検診の勧奨のパンフレットを同封させていただいております。そのがん検診のパンフレットによりまして、がん検診の大切さをご理解いただいたことにより受診率が上回った、上がったということで理解しております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。今、部長のご答弁を聞かせていただいて、再勧奨、またコール・リコール、この事業というのは、本当に有効的な事業だと、そのように数字を見てですが思いました。それと、この無料クーポン券に関しては、受診率下がっている年度もありますが、おおむね上昇しているということで、このクーポン事業も本当にこれからも実施していただきたいなど、そのように思います。

また、このクーポン事業なんですけれども、再勧奨の通知のときもですけれども、配布するこのチラシに一工夫をしていただいて、なぜ受けないといけないかと。また、みずからが受診をしておかないといけないと、そういうふうに見える文言を添えていただいて配布をするとか、また、受診率の高い年齢層に個別勧奨、また、コール・リコール等々、クーポン券なども送っていただくなど、また、さまざま工夫をしていただけたらいいかなと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、産後ケアについてですが、産後は体内のホルモンのバランスの変化が大きく、情緒不安定になり、なれない育児への不安や疲れ、周囲の理解不足も重なり、産後鬱を誘発することもあります。本市においては、子育て支援センター、こども・若者支援センター、子育て福祉と、さまざま連携のもとで包括的に支援を行っていただいておりますが、現在のこの産後ケアについての本市の取り組みをお伺いいたします。

増田副議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 ただいまの産後ケアの本市の取り組みについてご説明させていただきます。乳幼児全戸訪問といたしまして、生後4カ月までの乳幼児を対象に第1子におきましては、民生委員さんに、第2子以降におきましては、市の保健師、保育士が訪問しております。また、新生児訪問といたしまして、第1子、生後2カ月の乳児を対象に100%を目指し、助産師が訪問して親子の健康状態を確認しながら心配相談や保健指導を行っております。

平成29年度の新規事業といたしまして、産前産後の支援ヘルパー事業の実施の予定をしております。この事業というのは、産前産後の支援ヘルパー事業につきましては、産後の体調不良、育児に追われて家庭の支援者がいなく、家事等ができない方に家庭支援ヘルパーというものを設置いたしまして支援を行うものでございます。

また、助産師訪問、各乳幼児健診におきましては、お母さんからの相談について保健師が支援し、また、今後の支援が必要と思われる方におきましては、随時訪問を行うとともに、相談内容によってはこども・若者サポートセンター、子育て福祉課など、関係課と連携をとって支援を行っております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。本当にこの核家族が進む中、また、地域との交流も希薄化をしている中で、この新年度の事業といたしまして、産前産後の支援ヘルパー事業は大変評価をいたすところでございます。ただ、費用面においては、利用者負担の軽減にも努めていただけたらなど、そのように思うところでございます。

今まで、産後のお母さんの健康支援を伺いましたが、次に、40代から74歳までを対象とする特定健診並びに健康保健指導についての本市の取り組みについてお伺いをいたします。

増田副議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 本市においての特定健診について、ご説明をさせていただきたいと思っております。昨年度の実施状況でございますが、集団検診では、がん検診と同時に特定健康診査を7月に、また、11月に土日を含む8日間ずつ、計16日間で実施しております。平成29年度におきましては、年々増加している受診者に対応するため、6、7月、11月ごろに置く前期、後期の集団検診におきまして1日ずつふやしまして、前年度より2日間多い18日間で対応する予定をしております。

受診率につきましては、平成26年度は29.0%、平成27年度におきましては30.1%、平成28年度1月末現在におきましては31.4%と、年々受診者が増加しているところでございます。平成26年、27年度におきましては、希望大字を募りまして、29カ大字に出向き、出前検診を

実施しております。本年度におきましては、継続して受診してもらえるよう受診勧奨通知を実施しております。

また、特定健診実施者の結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスクの要因である血圧、血糖、たばこの関係から積極的支援及び動機づけ支援の各階層を行いまして、対象者に対して保健指導の内容を理解していただき、その後、6カ月間の特定指導を実施しております。データ分析も行い、受診率などから地域別の状況を把握し、受診を促すチラシを配布しまして、また、地区での健康教育を実施、また、策定中のデータヘルス計画の分析結果を踏まえながら、今後の健康教育を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。特定健康診査、略して特定健診、また、別名をメタボ健診とも言いますが、このメタボリック症候群が生活習慣病をもたらすことから、特定健診は非常に大事なことと思います。健康状態の自覚を促すものでもあると思います。また、健康保健指導についても、アドバイスを受けることによって重症化に至らずに済むということもあると思います。

今お聞きした受診率でございますが、この1月末現在で受診率が31.4%、もう本当に高い数字とは言えませんが、非常に評価する数字でございます。本当によく頑張っていたなど、そのように理解をするところでございますが、この特定健診、国は60%を目指しております。本市におきまして、この勢いで目標達成も夢ではないかなど、そのように思いながら今の部長からの答弁を聞かせていただきましたが、目標を意識することで健康寿命が延び、医療費抑制にもつながります。

確かに、決してこの数字ありきではございませんけれども、元気で住み続けていただくことが一番大事でございます。その中でも、やっぱり目標を決めて受診率を上げるということは非常に大切なことだと私は思いますので、どこまで行ってもこの目標数値を目指して頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

次に、健康づくりにおける現在の取り組みと今後の取り組みについて、2つをお伺いいたします。

増田副議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 健康づくりについての取り組みと今後の取り組みについてでございます。

健康づくりにつきましては、健康長寿を延ばすという意味合いで取り組んでいるものでございます。従来から実施しておりますがん検診、特定健診での集団検診、個別検診、また、毎月1回、大人の健康相談を実施して、保健師や管理栄養士による健康づくりの相談、健診結果説明を行い、健康への自己管理に役立てていただくよう相談を実施しております。また、年2回実施しております大人の骨密度測定や歯科相談も実施しております。集団検診では、国が指針で示している5つのがん検診以外に、健康増進法に基づく健康増進事業といたしまして、市が独自に40歳未満を対象としたプレ特定健康診査、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診を実施、また、個別検診では脳ドックの検診を受診料の7割、2万円を限度

に費用助成を行っております。

次に、今後の取り組みについてでございます。従来から実施しております集団検診におきまして、胃がんの原因とも思われるピロリ菌検査を新たに平成29年度より、19歳以上70歳未満の方を対象に実施の予定をしております。このピロリ菌検査は、奈良県では奈良市、三宅町、高取町、吉野町しか実施しておらず、また、実施していても30歳以上、40歳以上が対象となっているものでございます。

ピロリ菌の除菌は、胃粘膜の萎縮は感染期間が長いほど進み、また、母子感染で親から子へ、予防のための若年層に効果があると言われております。集団検診を従来、前期、後期を8日ずつ、計16日の実施をしておりましたが、年々受診者が増加しており、平成29年度からは1日ふやし、計18日の実施を予定しております。

今後も市民の皆様にご利用しやすく、関心を高めるよう受診啓発や受診勧奨を進め、検診業務の実施を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。来年度からは、このピロリ菌検査の実施を予定していただいているということで、本当に市民の健康増進につながる施策として大変に評価をさせていただきたいと思っております。また、来年度から特定健診においても2日ふやしていただける予定ということで、本当に更なる受診の勧奨、また啓発に、ただいま部長も取り組むとのことのご答弁でございました。本当に市民の方が生き生きと、日々元気で過ごせる葛城市を目指してまいりたいと思っております。

それでは最後に、健康保持、生きがい対策のためのパークゴルフ場の設置についてお伺いをしたいと思います。このパークゴルフ場の設置については、歴代の議員も要望をしておりましたが、さらにまた、改めて質問をさせていただきます。

このパークゴルフですが、北海道の日本パークゴルフ協会の方に電話をいたしまして、るるお聞きさせていただきましたが、非常に5つの効果があるということで、その効果は、まず健康促進という効果と、また、地域の交流、これは小学校3年生から高齢者までが3世代で楽しめるというスポーツでございます。また、国際交流、そして、環境開発、教育効果の5つの効果がありますということで教えていただきました。また、地域の活性化や医療福祉の分野への貢献など、パークゴルフは多様な可能性を持っておると思っております。

また、大淀町、広陵町にも出向きまして、パークゴルフ場を見学に行かせていただきました。広陵町におきましては、平成22年3月にオープンをして年間約2万人ほど来られるということで、市内が大体8,000人、市外で1万2,000人来られるということでございました。また、バスをチャーターして地方からも来られる。また、そうすると、食堂がないものでお弁当を調達して、そこでお食べになるということでございました。本当に緑の芝生の中で会話も弾ませながら、このパークゴルフを楽しむという、本当に健康の面からも、また、交流の面からもすばらしいパークゴルフだなと改めて、行かせていただいて、お話を聞いたときにそう感じて帰ってまいりました。

昨年の12月に、西川朗議員から道の駅周辺の公園整備がまだまだ進んでいない。状況を市民の皆様が心配され、今後、どのような方向で進めているのかという質問をされておりました。多目的広場が整備される計画もあったと思いますが、現在は土砂が仮置きされた状態で危険であり、人が寄りつかないため、防犯面でもよくない状況にあると話されておりました。私は、この道の駅周辺を視野に入れてパークゴルフ場の設置を考えていただきたいと、このように願うものでございますが、市長のご所見を求めます。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。非常に懐かしいパークゴルフ場という言葉が、川西議員が、合併して一緒だった当時の議員さんなんですけども、その当時の市長にパークゴルフ場、どうですかというのをしきりに訴えられていたのを覚えております。その当時、もう広陵町はあったかどうか、ちょっと微妙なときやったかなと思いますけど。その中で、もう具体的な話されていますので、具体的にお答えしないといけないのかなと思います。

道の駅の西側の公園の整備事業というのは、実はまだ残っております。予算規模で約1億6,000万円の事業になるんですけども、周辺道路等の整備は決まっているんですけども、その整備の内容につきましては、まだ今、検討中でございます。先ほど増田議員の方からもありました、イチゴの観光農園としてのというような提言もございましたし、いろんな方面からいろんなご意見いただいております。

その中で、内野議員からのパークゴルフ場の件も、実はその検討の中に入れさせていただいた経緯ございまして、ただ、パークゴルフ場を見ておきますと、非常にやっぱり河川敷が多いんですね。広陵町もそうなんですけども、山越えた石川沿いにも、実はパークゴルフ場というのは整備されておまして、それを見ますと、起伏のあるエリアでは余り向かないスポーツといいますか、先ほど5つの効果があると言われた非常に意味のある競技だとは思いますが、そのエリアには向かないのではないかなというような方向性の話になっております。

今、具体的に、じゃ、その場所にとおっしゃいますと、少し無理があるのではないかなという思いでおります。これからいろいろ、また、ご提言いただきまして、その中の葛城市の全体の事業として、1つ、ご提言をいただいておりますという理解の仕方ですと進んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 内野君。

内野議員 市長からのご答弁ありがとうございました。

では、山手の方のパークゴルフ場、また、見学に探して行ってきたいなと、そのように頑張ってみます。また、介護予防と生きがい対策にもつながり、この道の駅の売り上げにも寄与するパークゴルフ場の設置でございます。ぜひともご検討いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

増田副議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りします。

この会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田副議長 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。

なお、明日3月8日水曜日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時02分